第16期第6回島根海区漁業調整委員会

日 時:令和4年11月25日(金)14:00~16:30

場 所:松江市朝日町590番地 松江エクセルホテル東急「オーク」

出席委員の氏名:福田 薫(1番)、樋野 博實(2番)、堀 浩之(3番)、寺本 太(4番)、月森 久樹(7番)、永松 正則(8番)、渡邉 恭郎(9番)、矢 倉 淳(10番)、福島 充(11番)、青山 善一郎(12番)、中東 達夫(14番)、大野 賢三(15番)

欠席委員の氏名: 梅田 信男 (13番)

1. 開 会

(事務局長が開会及び会の成立を宣言)

2. 挨 拶

【議 長】省略

【安木次長】省略

3. 議事

- (1) ①島根海区漁場計画について(諮問)、②島根海区漁場計画案に関する公聴会開催
- (2) 令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・まあじ及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量設定
- (3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて(諮問)
- (4) 第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について(報告)
- (5) 知事管理漁獲可能量の変更について (報告)
 - ・ 令和 3 管理年度 さば類
 - ・令和4管理年度 まいわし対馬暖流系群
 - ・令和4管理年度 くろまぐろ
- (6) 島根海区漁業調整員会補欠委員候補者の応募(推薦) 結果について(報告)
- (7) 島根県漁業調整規則の一部改正予定について (報告)
- (8) その他

4. 議事の概要

【事務局長】 (議事に入る旨宣言。議長に議事進行を依頼。)

【議 長】(議事録署名人として青山 善一郎(12番)、大野 賢三(15番)を指名。) (1)

①島根海区漁場計画について (諮問)

[事務局説明]

【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお願いします。

【委員一同】 (意見等無し)

②島根海区漁場計画案に関する公聴会開催

【議 長】それでは、これから公聴会を開催することといたします。事務局は準備をよるしくお願いします。

【事務局長】本日、公述人の出席はございませんでした。

【議 長】公述人がないということでございますので、これで公聴会を終了いたします。 改めて、漁場計画案に対する御意見、御質問ございますでしょうか。ないようでした ら、議題1の漁場計画案について異議ない旨、答申いたします。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。

- (2) 令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・まあじ及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量設定

〔事務局説明〕

【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお 願いします。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。

- (3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて(諮問) [事務局説明]
- 【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお 願いします。

【委員一同】 (意見等無し)

- 【議 長】それでは、本件については異議ない旨、答申いたします。
- (4) 第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について (報告)

[事務局説明]

- 【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお 願いします。
- 【矢倉委員】矢倉でございます。栽培漁業について、将来の食用魚の安定確保に向けて極 めて重要な施策だと思っておりまして、賛成の立場で少し御意見を申し上げたいと思 います。食用魚の加工なども含めて、付加価値の増加、それから消費拡大も同時に考 えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、どこに書き込 んだらいいのかちょっと分かりませんが、そんなことも少し考慮していただけたらと 思います。それから、私の立場からは、消費者として、魚の消費に関わるエシカル消 費など、消費者教育も必要と考えております。基本計画の204ページの6のところに、 県民の理解の醸成と普及ということが記載がございます。食用魚を無駄にしないため の消費者教育についても、少し書き込んだらどうかなというふうに思っております。 消費者っていうのはわがままなものでして、栽培方法、餌をどんなものを与えてるの とか、それから、遺伝子組換えなんかについては結構敏感に反応される人もあるとこ ろであります。ここは、消費者教育ということになりますと、水産業者への所掌では ないと、こんなことをおっしゃるかもしれませんけれど、縦割り行政と言われないた めにも、庁内で連携して協働することが今、県民から求められているんではないかな というふうに思っております。そうした対応をすることで、子供たちの将来の食用魚 の安定的な確保とか、それから、県民生活の向上に資することになるんじゃないかな というふうに考えておりまして、書き込むことができるかどうか分かりませんが、も し可能であれば少し加えていただくとありがたいかなと思っております。以上です。
- 【沿岸漁業振興課】御意見いただきまして、大変ありがとうございました。消費者教育と

か、子供たちへの食育というのは非常に大切なことと考えておりますので、またちょっと書きぶり等についても、こちらのほうで検討させていただきたいと思います。

【堀委員】堀です。私、大田、鳥井地区で夏の3か月間、採介藻漁業を操業しております。毎年、地区で3,000個のアワビ稚貝放流をしているんですけども、近年、稚貝の分配時期が正月前とか1月頃なんですよね。その時期、採介藻に従事している者の大多数が小型底びき網の操業期間中で、それに従事しているんですよ。凪のときには小型底びきは沖に出ますので、すぐ放流ってならないんですよね。休みのときはほとんど時化ていますので。過去、以前は3月頃とか3月末頃、割と凪が多い時期に配布があったところがあったんですよ。その時期になると、やっぱり底びきが休みでも、海が凪いで、放流がしやすいんです。何年か前には、せっかく分けていただいた稚貝がかなり死んだことがありました。すごくロスを出して、すごく残念で、自分たちもやっぱりお金出していますので、すごく残念な経験をしました。そういう経験がありますんで、去年も恐らく、たしか1月頃だったと思うんですけど、その時期を少しでも遅くしていただけることは可能でしょうか。

【沿岸漁業振興課】どんなふうに稚貝を頼まれているのかなっていうのがちょっと分からなくて申し訳ないんですけれども、恐らく水産振興協会のほうに注文されているんですよね。であれば、多分、これぐらいの時期に欲しいといったようなことを要望されるとか、あらかじめ前の年から、来年度はこの時期に放流したいから、この時期に配布してほしいといったような形でのお願いっていうのはできるかなと思ったりしますけど、いかがですか。

【堀委員】又聞きなんですけども、遅くしてもらえないかと問い合わせしたことがあった んですよ。そのとき、水槽の清掃とか次の準備のためにこの時期になるって言われた んですけども、県はその辺は把握はされていませんか。

【沿岸漁業振興課】そこまでは、把握はしてないです。なので、やっぱり、放流したい時期っていうのを協会のほうに言っていただいて、どうしてもこの時期でもらえないかっていうのを言ってみてもいいのなと思いますけど。

【堀委員】漁業者のほうから連絡取るんですか。そうしたら、各地区ばらばらな要望が出た場合はどうされますか。

【沿岸漁業振興課】どこで取りまとめて注文されているかっていうのが分からないので、何とも私もお答えができないですけれども、昨年は漁業者グループの方たちでそうい

うふうな活動をされていて、それぞれで注文されているのか。もしくは、市町村を通 してまとめて注文されているとかですかね。

【堀委員】漁協なんですけども、大田市の助成もあるんですよね。3分の1が漁業者負担で、その3分の1、半分、その辺の割合は忘れましたけど、ちょっとはっきりしてないんですけども、大田市からの助成もあるんで、恐らくは大田市地区はJFしまねで取りまとめて発注すると思うんですけども。

【沿岸漁業振興課】分かりました。どんなふうに注文されているかっていうのは調べてみまして、そういった要望があるっていうことを水産振興協会のほうにもお伝えしたいと思います。

【安木次長】ちょっといいですか。アワビの種苗の配布については、先ほど堀のほうから 説明されたとおり、水産振興協会が作っている。それから、恵曇ですとか、あるいは 県外ですとか、そういったところから種苗を取り寄せて配布しているっていう形になっていて、各地から種苗の要望っていうのがございます。その要望を受けて、どういう配布方針なのか、ちょっとそこのところを詳しく協会のほうには確認してみますが、以前、3月頃に配布があったけれども、今は1月になってしまったと。それで、アワビが死んでしまったというようなお話もあったんですけど、死んでしまったっていうのは、放流した後に死んでしまったのか、放流するまでの間どっかに畜養か何かをされていて、それでその間に死んでしまったのかっていう、その辺の状況っていうのは分かりますかね。

【堀委員】配布を受けて、そのまますぐ放流できないんですよ、時化の関係で。その場合に、生けす、いわゆるビックっていう黒いかごに入れて、港内の静かなところじゃないと流れるんで、そこに置いておくんですよ。次の出られる日まで。その間に餌を入れるんですけども、やはり長く置いとくと、死ぬ数がすごく多いです。

【安木次長】分かりました。いずれにしても、配布の時期を1月ではなく、大田地区に関しては、例えば、元のように2、3月頃にしていただきたいという御要望だというふうに理解しましたので、その辺の実態がどうなっているのかとか、あるいはそれが、1月が3月に変えられるのかどうなのかっていうところはちょっと、協会等に聞き取りをして、またお知らせをしたいと思います。

【堀委員】よろしくお願いします。

【福田委員】福田です。私の地元はアマダイの延縄が専門で、皆さんやっとられますが、

最近、地元に新規就業者が5名ぐらい入りまして、楽しみにしているんですが、今、 沿岸の一本釣り漁師の水揚げなんかは、イカなんかが不漁で、年々水揚げが下がって きとると思うんですけど、アマダイの延縄では結構安定していまして、若い人もやり たいっていうふうな感じで今、増えとるというふうな状況です。そこで、アマダイは 今、放流が5,000尾とかっていう、僅かな計画なんですけど、これをもうちょっとあと 増やしていただけないかなという思いがありまして、これは出雲市の補助で大体約3,0 00尾を年間、中間育成をしとるんですけど、それとは別の数ですよね。

【沿岸漁業振興課】それも含めての計画で、5,000尾。

【福田委員】ああ、私がいつもやっとる分を含んでいる。

【沿岸漁業振興課】そうです。

【福田委員】ああ、そうですか。だったら何か、もうちょっと増やしていただきたいなと思うんですけど、ほかの地区からも若い方が、延縄を教えてくださいっていう問合せもありまして、結構若い方、興味があるんだなと思って。アマダイは今、結構高値安定で、今までにない値段していますので、やっぱりタイやヒラメはそこそこでいいかなという思いはあるんですけど。それから、すみません。タイは、養殖ものとの判別として、鼻の穴が、手前が丸いのと長細いのとが1つになってしまうんですかね。それで識別できますかね。縦につながりますよね。穴が2個あるのが1つになりますよね。

【沿岸漁業振興課】はい、鼻の穴がつながります。全部が全部そうではないんですけれど も、人工で作ったもののうちの何割かがつながる。

【福田委員】タイをやられるのはいいんですけど、まき網でも何トン、何十トンっていう量を1回に捕られてしまうというのもありますし、それだったらもうちょっと、皆さんが釣りやすいような魚である、アマダイなんかをもうちょっと数量増やしていただけたらというふうに思います。

【沿岸漁業振興課】ありがとうございます。そうですね、平田のほうでは非常にアマダイのはえ縄が高級魚となっておりますし、延縄でかなり釣られます。一時期非常に高齢化が進んでいて、若い人がなかなか入らないっていう声も聞いてた中、最近では若い人も出てきているとのお話だったので、非常に期待をしております。8次の計画では、先ほどもちょっと申しましたけれども、沿岸の漁業者の所得の向上につながるように、アマダイもそうですけれども、沿岸域で漁獲されるようなものを目標、対象種に追加

したいというふうに考えておりまして、増やすだけだとなかなか厳しいところもありますので、ヒラメについてはちょっとトーンダウンをした形で、その分をアマダイであるとかキジハタとかに少し力を入れていきたいなと思っておりますので、また地区の中でも、中間育成をしなくなった分、例えばコストがちょっと浮いたりすると思うので、その分を、例えばアマダイの種苗の購入費に充てるとか、また御検討いただければと思います。

【福田委員】今、中間育成はしとるんですけど、設備的になかなか限界がありますもので、 そこら辺をどうにか対応はしてもらいたいです。それこそ鹿島の水産技術センターの 施設とかでやっていただけるとか。以前はやっていましたよね、鹿島のほうで。

【沿岸漁業振興課】試験的にやったという経緯はありますけれども、今はやっておりませんので、なかなかちょっと鹿島で対応っていうのは厳しいかなと思います。

【福田委員】了解しました。ちょっとそこら辺をみんなで御検討いただけたらと思います。

【議 長】アマダイの種苗生産は、タイと違って、親を飼って生ますというわけにもいかんし、縄張りを作ったりということで、技術的にはものすごく大変で、大量生産がなかなか難しいということを聞いています。それで現実的にこういう数字になっているんだろうと思いますけど、名前がタイとアマダイで、そんなに違わんでないかという感じもしますけど、生態的には全然違う魚で、種苗作る技術も雲泥の差があるということもあって、なかなかその辺が苦しい。要望があるんだけど、供給のほうはなかなか苦しいということをいろいろ聞いております。そこは少し理解していただければというふうに思うんです。それと、さっきのアワビの種苗放流ですが、アワビの放流の適切な時期いうのが何かありまして、どうしても放流した後、タコなんかに食われてしまうということで、そういう外敵がおとなしくしているような時期が望ましいというのがあったように思いまして、多分そういうのも影響してきてるんじゃないかなという気もしますけど。その辺は、種苗、供給元の事情である場合、要望だとか、地域の需要、そういうものを総合的にまた検討する必要があるんじゃないかなという気はしています。

【青山委員】すみません、青山でございます。私も以前、県の、あれ何だったっけ、水産何とか。要は先ほど言われた、何ちゅうんですかいね、この放流するとこの窓口です わ。

【沿岸漁業振興課】水産振興協会ですか。

【青山委員】そうそれ。中に入らせてくれて、いろいろ勉強しながらあれしとったもんですけん。そのときからずっと思っとったのは、正直、マダイやヒラメを放流していながら、それほど費用かけて所得になる、費用対効果っちゅうんですよね。それほどお金かけて、生産者のお金になるのかと思っていたのが、こうやってキジハタやクエやナマコですかね、これからどうなるか分かりませんが、やられるっていうのは本当に先進的なあれだと思うんですが、2点ほどあって、マダイとヒラメの放流サイズが小さくなっているのはどういった御事情なんですか、予算の関係なんですか。つまり、もっと突っ込んで言えば、小さいのを放流すれば、いわゆる食される確率も高いと思うんですが。

【沿岸漁業振興課】小さくすると、魚に食われたりとか、魚自体なんかが実際弱いから、 生き残りがちょっと心配だっていう声も非常に分かるところでございます。サイズは、 ほかの県でも実績があるサイズで今回、目標の数値にしております。

【青山委員】いや、限られた予算の中でやられるやつですので、クエやキジハタやられる なら、そっちに予算もあるだろうしなと思いながら、ちょっと意地悪な質問して申し 訳ございません。

【沿岸漁業振興課】いえいえ。やはりマダイやヒラメはあまり効果がないんじゃないかみ たいな声もあることは承知しております。

【青山委員】ないことはないんでしょうけども、いわゆるたくさん費用をかけられた中で、漁業者の所得として伸びてないような思いもあったんで、そういったことを御質問させていただいた。それから、すみません、簡単に言えば、これは生き物を放流される、栽培漁業。水産振興協会のときにも質問させていただいたんですが、アワビあるいはナマコもそうでしょうけれど、漁場の整備っていいますかね、こういったことにはお金は使わず、こういった計画には入れられないんですか。というのが、テレビなんかでよう見ますのが、磯焼けの問題で、ウニが増えるとか、それを鳥取では何とか駆除するのにお金を出すだとか、いろいろやっとられるとこもあるんですが、そういったものも栽培漁業でございます。そういった生き物が育つ環境を整備するということは、こういったところには入らないんですか。ちょっとそこんとこ教えていただきたいです。

【沿岸漁業振興課】そうですね、この栽培基本計画の中では、漁場整備といった詳しい事柄までは載せておりません。別の計画ではできるんですけれども、栽培については、

栽培に関する具体的なことは載せている。ただそういった考えは非常に重要なことですので、藻場造成であるとか、魚礁の整備とか、総合的には島根県の水産基本計画の中でも示しておりますけれども、総合的に漁場をよくして、魚を増やしていくっていうようなことは目標に考えてはおります。

- 【青山委員】なかなか自分たちの所得になることではないので、畑を耕すことっていうのはなかなか漁師さんは得意ではございません。地元から要望があるかというと、恐らくそれほどないと思います。ただし、私が子供と海に行くと、毎年磯焼けがひどくなっているような気がして、子供たちは、先ほど食育のこともおっしゃられたんですが、実際に海に触れて漁業に携わる者を育てる立場としましては、やはり一番最初に海に触れ合うこと、本当にきれいな海の岩のところにいろんな生き物がいて、いろんなものに触れ合うようなところ。まあねえ、お金になかなかならんもんね。予算つけ難いかもしれませんが、何とかそういったことも頑張っていただければと思っております。以上でございます。
- 【議 長】すみません、1点確認なんですけど、第7次の基本計画は令和3年度までということなんで、新たな計画は4年度からとなっております。実際にこれが出されるのは、令和5年の3月の年度末ですかね。そうすると年度当初からは1年近くの空白期間ができるんじゃないかいうのが、ちょっと違和感があるんですけど、これは何か理由があるのでしょうか。
- 【沿岸漁業振興課】そうですね、7次計画がもう過ぎているじゃないかという御意見もあるかなと思うんですけれども、国のほうも公表が少し遅れている関係もあって、ずれ込んで空白の期間ができてしまったんですけれども、計画が切れているからといって栽培漁業をするなというわけではございませんので、7次を現行として今年度は実施したところです。来年度からは新たな8次計画の施行を目指して進めていきたいと思っております。
- 【議 長】そのほかありますでしょうか。ないようですので、本件は報告ということでございました。
- (5) 知事管理漁獲可能量の変更について (報告)
 - ・令和3管理年度 さば類
 - ・令和4管理年度 まいわし対馬暖流系群

・令和4管理年度 くろまぐろ

〔事務局説明〕

【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお 願いします。

【大野委員】今現在のクロマグロの小型魚の漁獲量は何%になっていますか。

【水産課】現在の小型魚の消化率なんですけど、県のホームページにも公表してございますが、11月21日時点で、県の小型魚の全体の消化率が今、82.4%まで行っておりまして、もう盛漁期を迎えているという状況でございます。

【大野委員】ということは、もうあとトン数はどれぐらいあるんですか。

【水産課】残量が約20トン。県全体で20トンです。

【大野委員】20トン、おかしいですね。今、私ら、マグロのひき縄やっているんだけど、もう止められましたけど。1隻で60キロまでと。1隻60キロを30マイルの沖に出て、捕って帰ったって、赤字ですよ。でも、温泉津から波根までの40何隻のひき縄する船がいるんだけど、もう1隻船60キロで決まってますよ。それだとまだ枠が多いんじゃないですか。

【水産課】今の残量というのは、定置と沿岸クロマグロ漁業を合わせた、県全体の小型魚の残量です。

【大野委員】ひき縄の分だけ教えてほしい。

【水産課】ひき縄の部分でいうと、21日時点の段階で、本土側だと残量が7.5トン。

【大野委員】40隻おって、1隻が60キロですよ。計算したら何ぼなります。2.4じゃないですか。

【水産課】今、佐々木が言いましたように、本土側約7.5トンの承認船の方に枠が残っている状況でして、それを大社の方で3トン、それから大田の方で3トン、その他で1.5トンを分け合うというふうに聞いております。

【大野委員】分かりました。ならあとは、残りは3トンあるなしですね。

【水産課】そうですね。

【大野委員】だから、40隻で2.4トンぐらいで止めてごせと。

【水産課】そうですね。

【大野委員】はい、分かりました。

【議 長】そのほかありますでしょうか。ないようですので、本件は報告ということでございました。

(6) 島根海区漁業調整員会補欠委員候補者の応募(推薦) 結果について(報告) [事務局説明]

【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお 願いします。

【青山委員】以前御説明いただいたと思うんですけれども、スケジュールは分かりましたが、評価の基準をおおよそ教えてください。

【事務局長】県のホームページでこういう候補者がエントリーされましたよというのをお示しているんですけども、その中にも評価の基準というのを示しております。例えば年齢、性別、資源管理意識、担い手育成意識、経歴、漁業職に従事した年数、漁業経営の状況、そういったものを点数化して評価していくということでございます。

【青山委員】 学識経験者のほうは。

【事務局長】年齢、経歴、学識経験の経験年数。それから、学識の場合は、場合によって は全国から応募があるわけなんですけれども、県内に拠点があるかどうかなどを評価 の基準にしております。

【青山委員】ありがとうございます。

よろしいですか。

- 【議 長】そのほかありますでしょうか。ないようですので、本件は報告ということで ございました。
- (7) 島根県漁業調整規則の一部改正予定について (報告)

[事務局説明]

【議 長】それでは、この件につきまして、御質問や御意見がありましたらよろしくお 願いします。

【議 長】ないようですので、本件は報告ということでございました。

(8) その他

【議 長】以上で予定した全ての議題を終了しましたが、せっかくの機会ですので、御 意見、御質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

【月森委員】月森でございます。よろしくお願いいたします。10月に、ある方が私のほう

に来られて、隠岐の方が大田市の沿岸海域に来られまして、もりで魚を突く漁をやっ とったということで、地元の方が出られて、見慣れない船が来とるということで、そ れを見つけられたそうです。一応、お話をして、写真も撮っておられるんです、これ が証拠の写真なんですが、実は、その方が言うには、隠岐の海区だろうと、出雲の海 区だろうと、石見の海区だろうと、海区をまたいでもりで漁をするのは違法性は全く ないんだと。そういうことを、言われたそうです。しかしながら、よく考えてみると、 そういうことが前例となって、いわゆる沿岸ではアワビとかサザエの密漁の温床には ならないかと危惧されておるところなんです。私も実際そう思います。ただ、船をそ の船につけて、人が移って証拠調べするなんちゅうのは、これはできませんから、そ ういうことで、漁民の要らざるトラブルのもとになりゃせんかなと、私も心配してお ります。これは大田のことばかりではなくて、他地区でも必ず今までにあった事案だ と思います。それで、この方が言うには、島根県のほうで、海区のほうで議題を出し ていただいて、何かトラブルがないような、そういった策はできないんだろうかと、 そういう要望もございましたので、一応、質問をさせていただきました。県のほうの 御回答、いろいろお話はしましたけども、改めて皆さんに知っていただくということ で、御回答いただきたいと思います。

【議 長】事務局のほう、いかがですか。

【水産課】今のお話を聞かせていただいたところですけれども、一つは、ヤスで魚を突くというのは、遊漁者もできるというようなことで、漁業であれば自由漁業ということになりますので、隠岐の方が言われたことが正しいですということになります。一方で、今度は魚を突いてると言いながら、ほかのもの、要は漁業権魚種を捕っているんじゃないかというところが、御心配だというとこでございまして、それについてはやっぱりそれを、捕っているところを現認して、それはそれとして罰することができますというところになります。県の規則とか、そういったところでは定められてないことにつきましては、漁業者間でお話ししていただいて、協定なんかを結ぶことも可能ですので、そこは県も間に入って、それぞれの事務所も含めて検討はできるかというふうに思っておりますので、また、西部水産振興センター等とお話ししていただいて、検討する、相手の漁協さん含めてお話ができればなというふうに思っているところでございます。

【月森委員】一応、模範回答で、そうだと思いますが、ただ、これは大田の海岸ばかりで

はなくて、最近は船は大変高速化しとるということで、あるいは江津のほう、あるい は浜田のほうまで行かれるかもしれないですね。見慣れない船が来とるということに なると、敏感に地元の漁師というのは反応しますから。それで、要らざるトラブルが、 事案が発生しないような、この手だてをするのも当委員会の役目だと私は思いますの で、何らかの措置は私は必要だろうと思いますので、その点は委員会の皆さんの共通 認識をしていただいて、県のほうも何かいい方策、手だてがないか、ちょっと模索を していただけないか。私の要望でございます。

【福島委員】江津の福島です。ちょっと県の方に聞きたいんですが、今、言われたヤスの 定義ちゅうのがあれば教えていただきたい。浜田のほうでもやっぱりそういうのがあ って、水中銃は駄目だとか、いろいろ定義があって、その辺がもしあるなら教えてい ただきたい。

【水産課】平松が回答させていただきます。まず、遊漁者が使用していい漁具用としてヤスは使ってよくて、もりは駄目ということになっているんですけど、ヤスともりの定義なんですけど、ヤスは魚を突き刺すときに、魚に刺さる瞬間までに手のひらに柄の部分が残っていれば、島根県としてはヤスとして解釈しています。魚を刺した瞬間に手のひらの中に漁具がないものについては、遊漁者に使用してはいけないということです。

【福島委員】ゴムで引っ張って、放つやつは駄目。

【水産課】柄が手のひらに残っていればいいです。ゴムは使っていいです。

【福島委員】通常、ほら、こう手に持って、引っ張って、ゴム引っ張って、柄の一部がストッパーになっとって、パチッっていうのはオーケー。

【東部水産】そこに、例えば、スイッチ等があって、ボタンでそれが発射するようなものであれば、同じような原理でも、柄が手から離れるため発射装置を有するとして、駄目というパターンもあるんです。

【月森委員】なら、1メートルでも10メートルでもいいちゅうことですか。

【東部水産】長さ規定はありません。あとは、刺さった後に、先端だけがぽろっと取れて、ロープでつながるようないわゆるチョッキ銛っていうのも、島根県では一応ヤスの中に入るように定義をしています。

【青山委員】それはいいんですか。

【東部水産】はい。刺さるその瞬間までは一体じゃないと駄目です。

【福島委員】その辺をちゃんと各漁業者さんに説明してあげたら、各地区で判断もできるでしょう。 あと、もう1点は素潜りの定義。服を着て、冬場入るのも素潜りなんか、そうではない何も着ないで入るのは素潜りなのか。

【安木次長】素潜りとは、ウエットスーツを着てようが着ていまいが、要は空気を補給するボンベ等がない状態で潜るのが素潜りだと思っています。

【水産課】この話は、恐らく漁業権行使者の中での話なのかなと思っています。ウエットスーツ着ていいとか、いけないとかというのは、その地区のルールになりますので、そこは地区の中で決めていただければと思います。

【福島委員】他地区から来る者は。

【水産課】ウエットスーツというのは一応漁具には入らない。海水パンツと同じだという 解釈をしています。

【福島委員】分かりました。その辺を各漁協さんなんかにちゃんと、ヤスの定義だとか教 えてあげとればええでしょうし、隠岐海区のほうにもこういう問題があって、ヤスの 定義はこうですよっちゅうのを明確にしておけば、駄目かセーフかいうのも判断がし やすいと思うんですけど。

【安木次長】この問題は、要は漁業者と、漁業者でない方が海をどういうふうに利用するかっていう問題にもかかると思います。魚を素潜りで突くという行為は、今のところ一般の方のレジャーとして認められているというのが実態です。それを、例えば魚を突くといって、アワビ捕ったり、ナマコ捕ったりするのは当然駄目ですし、それはそれで、取締りで事案が発生した場合は厳正に対処するようになると思います。今のところ法律上は遊漁者の方の権利といいますか、やっていい行為として認められている以上は、そのことについて漁業者の方にも理解していただかないといけないし、一般の遊漁者にも当然それを周知していく必要がある。そこで、トラブルが起きるような想定、お互い理解不足でトラブルが起きてしまうことが多々あると思うので、漁業者の中で、その地区のルールっていうのも当然あって、そういうのを遊漁者にも理解していただかないといけないというのも当然あって、そういうのを遊漁者にも理解していただかないといけないという事情もあります。そこら辺が複雑で、理解が足りないがゆえに、トラブルが起きてしまう。あるいはサザエを捕っているんじゃないか、アワビを採っているんじゃないかと思い込んでしまうみたいなところがあるので、双方に対して、理解を深めていくことが大事かなというふうに感じています。それから、遊漁者と漁業者の海面利用の関係っていうのは、海区漁業調整委員会の下部組織のよ

うな、海面利用協議会という場もございますので、そういう懸念される事項があれば、 そこで話し合うっていうのも一つの手だなというふうには思います。いかんせん私も 長年、漁業調整、漁業の現場に携わってきて、やっぱり漁業者の方も遊漁者の方も理 解を深める。むしろ遊漁者のほうがルールよく知っているというケースが多々あるの かなというところがありまして、双方理解した上でルールを運用していくというか。 例えばルールは改めるべきは改めていくとか、そういうことやっていくのが大事なん だろうなというふうに思います。以上です。

- 【事務局長】ちょっと今の件で、平松さんの説明されたのは遊漁者の漁法の話ですよね。 漁業者の場合は別に水中銃を使ってもいいかと思います。ちょっとそこをもう少し補 完して説明していただけませんか。
- 【水産課】先ほど私が説明させていただいたのは、遊漁をされる方のルールであり、漁業者の方であれば水中銃等も使用できます。先ほど説明させていただいたのは遊漁者に関するものなので、漁業者は水中銃を使っても大丈夫です。
- 【議 長】先ほど提案された大田に来られる方いうのは、漁業者なんですか、それとも 遊漁者なんですか。
- 【月森委員】写真を撮っているんですけど、どこが船名なのか、読めないんですけど。漁 船登録はしています。
- 【西部水産】すみません、よろしいでしょうか。西部農林水産振興センターです。月森委員に御相談された漁業者さんから、うちの事務所のほうにも相談がありまして、その方にもちょっと御回答させていただきました。本件は、隠岐の漁業者が大田に来て魚突きをされているという事案です。一応、このことに関しては、隠岐支庁のほうにも情報提供させていただきまして、向こうでもちょっと漁業者さんとコンタクトを取っていただいてるという状況になります。
- 【議 長】せっかくこういった貴重な提案がありましたので、もう少し県のほうも実態調査とか、そういうことをされて、ある程度の統一見解を出せるような、遊漁、漁業者を含めて、そういった見解を出せるような形で少し検討してもらえばと思いますけれど。
- 【染川課長】委員からもいろいろ御意見いただきました。御意見、検討して、真摯に受け 止めて、今後の対応というのはまたちょっと考えさせていただきたいというふうに思 いますので、御意見として伺わせていただきました。ありがとうございます。

【議 長】そのほかございますでしょうか。

【樋野委員】平田の樋野でございます。前回も話が出ましたけども、例のまき網の集魚灯の問題です。この平田の小伊津のほうから十六島のほうにかけて、連日のようにまき網が来ておるわけです。これの集魚灯がものすごいもんで、もう昼のような感じになっとるわけですよね、その近辺が。それで、一本釣り漁業者、夜出る人なんかが、なかなか出る場所がないというような感じに今なっとるわけでして、もうちょっと何か配慮をしてほしい。10キロワットぐらいですか、この前の話では、そういうことがあったわけですけども、とにかくもうすごい明かりでやっておるわけでして、何かここら辺のところをもうちょっと調整を取ってもらうみたいなことはできないわけでしょうか。

【染川課長】集魚灯の話は、委員の方々からの御意見があって、対応について県のほうでも少しお時間下さいと、検討させてくださいというふうに回答させていただいているところです。委員の皆さんからの問題提議を受けまして、まずは実態がどうなのかといったようなところの調査を早急に始めていきたいというふうに考えております。その実態を踏まえて、今後、どういうふうな調整を図ったらいいのかとか、県の漁業生産力を総合的に向上させるためにどういったことが考えられるかといったことを検討していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

【樋野委員】とにかく1週間に1回とか2回いったら、まあまあ我慢ができるでしょうけども、連日連夜になりますと本当に沿岸漁業者は困るわけでして、その近辺にあります定置網にしてもそうですわ、これは随分影響を受けておると思います。そういうことですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

【染川課長】はい、分かりました。よろしくお願いします。

【青山委員】合わせて集魚灯の件でいいですか。

【議 長】簡潔にお願いします。時間が押していますので。

【青山委員】そげ言われると思ってました。うちの地元船で19トンのいか釣漁船がございます。この許可は60キロワットで10マイルでしたかいね。この船の船員さんから質問があったんですが、先ほどの灯火の話で沢山灯火を焚いておられる話しがあった。自分らも作業灯だと言って焚いてもいいのかと、聞いといてくれということでございます。作業するのに暗いですけん、焚いていいですか。

【染川課長】あくまでも今の制限の中では、中まきの場合の発電量は10キロワット未満で

3隻という制限されてるといったところで、そういった中で、おっしゃるとおり作業 灯を装備して作業する上で必要な明かりといったようなこともあると思います。じゃ あ、作業灯だといって集魚灯として使っていいのかというと、それはやっぱり、集魚 灯で使っているから集魚灯になると思うんですけれども、傍から見たら、どれが作業 灯なのか集魚灯なのか、なかなか分かりづらいといったようなこともあって、なかな かそこは指摘しづらいところであり、取締りもなかなか入りづらいところがあります。 なので、まずは、先ほど言った実態調査のほうで、どれぐらいの発電量、発電力を持 っているのかとか、作業灯、集魚灯にどのぐらいのものを装備しているのかっていう のを調べさせていただいて、今後、それらをもって検討させていただきたいというふ うに考えております。

【青山委員】今後の方向性は分かりましたが、じゃあ、明日から焚いてもいいんですか。 いいとも悪いとも言われませんが、作業灯をたくさんつけることは可能なんですね。 私仕事しとって、暗いから作業灯たくさんつけますよ、今晩からいいですね。じゃあ、 保安部等には注意されても、県でそういうふうに言われた言うてしまえばええんです か。今日、明日の話です。今後の方向性は分かりました。

【染川課長】作業する上で、手元が暗くて作業ができないといったような状況があれば必要最小限の明かりならいい。

【青山委員】状況の判断は本人がすればいいことですもんね。皆さんが判断することでは ないです。

【染川課長】あくまでも作業に支障があるんであればということで理解してください。

【青山委員】じゃあ、灯火の問題に関しては、19トンの方から御質問ございましたが、小型の方もそういった制限があるんであれば、作業灯であればつけていいという認識でおればいいですね。

【大野委員】保安部から注意は受けますよ。

【青山委員】いやいや、注意は受けますけれども、今日、こういうふうにおっしゃられた ということが議事録に残ります。

【染川課長】繰り返しになりますけど、集魚灯としては駄目ですけども、作業上本当に、 手元が暗くてということであれば、そこは必要最小限にしてもらいたいと思います。

【青山委員】これが現状。もう秩序がなくなりますよ。

【染川課長】そこら辺が調整できるように、集魚灯についてはもう少しお時間をいただき

たいというふうに思っています。

【青山委員】明日、私どもの運営委員会がございますので、ちょっと要らん話も終わりに なりますが、そこのことは皆さんに周知させていただきますので、今後、保安部等と トラブルがあった場合は、対処のほうをよろしくお願いいたします。

【福田委員】実態調査のほうも早くされんと、漁期終わって船がいなくなりますので。

【染川課長】そちらのほうは近く調査を進めたいというふうに考えております。

【議 長】そのほかございませんでしょうか。ございませんでしたら、以上で議事を終了いたします。事務局から次回の開催予定について、説明をお願いします。

【事務局長】次回は、クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定などを御審議いただくため、 来年3月に開催する予定としております。以上でございます。

【議 長】それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

(9) 閉 会

【議 長】 (閉会を宣言 16:30)

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部 次 長 安木 茂

農林水産部水産課 課 長 染川 洋

グループリーダー 伊藤博理

主 任 平松大介

農林水産部沿岸漁業振興課 グループリーダー 堀 玲子

主 任 木下 光

東部農林水産振興センター 部 長 道根 淳

水産課長 為石雄司

主 任 富田賢司

西部農林水産振興センター 水産課長 曽田一志

主 任 渡邉至誠

水産技術センター 漁業生産部長 内田 浩

島根海区漁業調整委員会 事務局長 原 修一

主任書記 佐々木雄基

以上、議事のてん末を記し、その相違ないことを認証する。

令和4年11月25日

議 長 中東 達夫

議事録署名者 青山善善一郎

議事録署名者 大野賢三